|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 副課長 | 学生生活係 |
|  |  |  |

承認印

受付印

【受付者氏名記入】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行事計画書が提出されているか（課外活動のみ） | □ | 承認連絡者 |  | 許可期限 | 月　　　日まで |

掲 示 物 設 置 願

年　　月　　日

　　学生支援・社会連携課長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者(部長･委員長等) 氏名 |  |
| 申請者 学生番号・氏名 |  |
| 申請者 連絡先 | ―　　　　　― |

　京都工芸繊維大学学生細則第10条に基づき、掲示物の設置について、下記のとおり申請しますので、承認くださるようお願いいたします。

なお、設置許可期限経過後は、掲示物を速やかに撤去します。

記

↓提出前に確認(☑)してください

□ 掲示内容に「● 設置責任者(団体名)」「● 連絡先(TEL, E-mail)」を記載すること。

□ 別紙として、掲示内容がわかるもの（写真・原稿）を添付すること。

□ 学生課外活動団体等の場合は、掲示内容について、行事計画書が提出されていること。

□ 営利目的でないこと（広告要素を含む印刷物はNG）

□ 思想に偏りがないこと（政治活動・宗教活動等の勧誘ではない）

|  |  |
| --- | --- |
| 期　間 | 年 　月 　日（ 　） ～　 　　　年 　月 　日（ 　） |
| 目　的 |  |
| 内　容 |  |
| 掲示物 | 別添のとおり |
| 掲示場所 | 2号館掲示板 |
| 備　考 |  |

以上

**京都工芸繊維大学学生細則**（昭和25年11月10日制定）

(掲示)

第10条　学生が掲示しようとするときは、責任者の氏名を記載して学生支援・社会連携課に提出し、その許可を受けなければならない。

2　許可を受けた掲示は、学内所定の場所に公示し、特に指定しない限り5日を経過すれば撤去するものとする。